



【沖縄県 商工労働部雇用政策課事業】

<沖縄県雇用継続助成金事業>

申請方法等は
裏面へ

事業主のみなさまへ

7月20日以前に国から支給決定を受けた雇用調整助成金等への上乗せ助成金（沖縄県雇用継続助成金）の申請は

9月30日締め切りです

※7月21日以降に支給決定を受けた雇用調整助成金等への上乗せ助成金（沖縄県雇用継続助成金）については、雇用調整助成金等の支給決定から2ヶ月以内に申請してください。

■ 支 給 対 象 ■

・国の「雇用調整助成金」及び「緊急安定助成金」の支給決定を受けた事業主

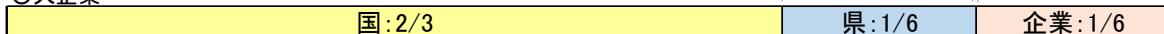
※国の助成率が10分の10であるもの、教育訓練・出向によるものは除きます。

助成割合イメージ

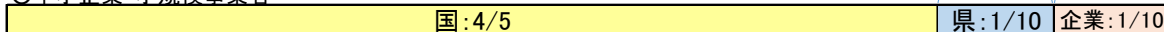
★緊急対応期間（4月1日～12月31日）

【解雇等あり】

○大企業

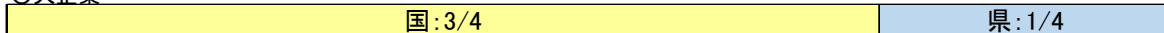


○中小企業・小規模事業者

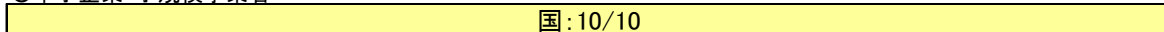


【解雇等なし】

○大企業

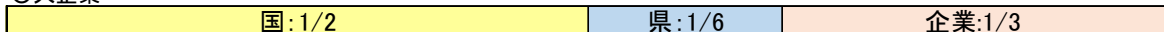


○中小企業・小規模事業者

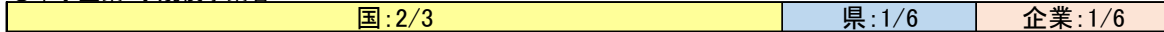


★緊急対応期間以外の特例期間（1月24日～3月31日）

○大企業



○中小企業・小規模事業者



休業手当等

【沖縄県事業】沖縄県雇用継続助成金事業 問い合わせ先

※国の「雇用調整助成金」等とは異なります

○受付・問い合わせ先○

事業主向け雇用支援事業事務局
（グッジョブ相談ステーション）

電話：098-941-2044

住所：那覇市泉崎1-20-1 カナタ旭橋A街区6階

○県 担当課○

沖縄県 商工労働部 雇用政策課

電話：098-866-2324

R2. 9. 15現在版

「沖縄県雇用継続助成金」の申請について

1 申請書類

支給申請書と併せて、上乗せ助成金額の算定や、助成金支給のため、下記の書類を提出してください。

- ・ 沖縄県雇用継続助成金支給申請書 ※
- ・ 沖縄県雇用継続助成金 請求額算定書 ※
- ・ (国からの) 雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
- ・ (国へ提出した) 雇用調整助成金の支給申請書の写し
- ・ (国へ提出した) 雇用調整助成金の助成額算定書の写し
- ・ (初回申請時のみ) 債権者登録申請書 ※
- ・ (初回申請時のみ) 口座の通帳の写し
- ・ 提出書類一覧兼チェックリスト ※

2 申請書類の入手方法

上記1の申請書類のうち、※印についての入手方法です。

- ・ 「沖縄県雇用政策課」のホームページからダウンロードできます。
- ・ グッジョブセンター内の相談窓口「グッジョブ相談ステーション」でも入手できます。

3 申請書類の提出先

◎郵送可

郵送提出の場合、郵送事故防止のため、配達記録や簡易書面など、配達記録が残る方法でご送付ください。

お問い合わせ

事業主向け雇用支援事業事務局
(グッジョブ相談ステーション)

お越しの際は、公共交通機関または近隣の有料駐車場をご利用ください

〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区6階

Fax : 098-917-2080

E-mail : info@goodjob-station.okinawa

グッジョブ相談ステーション

検索

最新情報を発信



Tel.098-941-2044



予約すると待ち時間がなく便利！ 電話やEメール、Skype・Zoom(要予約)での相談も可能です。